

医療法人五月会 須崎くろしお病院 誤認防止マニュアル

1. 患者誤認防止

1) 患者確認の基本

「すべての医療は患者確認から始まる」をスローガンとして、本院において医療従事者による患者誤認はあってはならないこととして取り組む。

- ① 患者へ医療行為やケア（投薬、輸血血液製剤投与、採血、検査各種、治療、処置、配膳等）には、対象の患者を示す書類等（保険証・診察券・受付票・検査等指示箋・処方箋・食札等）があることを前提とし、それらを持って患者確認を行う
- ② ①に例示しているような医療行為やケアの直前には、患者本人にフルネーム・生年月日を名乗ってもらい、患者確認を行う
- ③ 名乗っていただいたフルネーム・生年月日と照合できるものがある場合には、それを用いて原則患者と一緒に指差し（指なぞり）呼称をして確認する
- ④ 患者自身による名乗りで確認出来ない場合で識字認識のある患者や単に名乗りを拒否する患者には、筆談や、③と同様に照合できるものを提示して確認を行う
- ⑤ 同姓・同名の場合には、生年月日、年齢、住所なども確認する
- ⑥ 患者確認の協力については感謝の意を表す
- ⑦ 患者を医療者側から呼び込み、患者が返事をしたことは患者確認とは言わない。患者を呼び込んだ後にも必ず、患者確認の基本を実施する

2) 診察室

- ① 診察室入室時、患者にフルネーム・生年月日を名乗っていただき、電子カルテ上の患者氏名と受付票番号が合っていることを確認する

3) 処置・検査・点滴・検体採取時

- ① タイムアウトを行わない処置は、患者本人にフルネーム・生年月日を名乗ってもらい、電子カルテの情報または、検査オーダーと照合する
- ② PDAを使用しない場合は患者本人にフルネーム・生年月日を名乗ってもらい、処方箋や電子カルテ上の指示と確認をする

4) 入院時

- ① ネームバンドの着用確認書と電子カルテを参照し、ネームバンド記載内容の確認を医療者のダブルチェックをする
- ② 患者にネームバンドを装着する際には、患者氏名、生年月日等記載内容の確認を患者、または患者にて確認が出来ない場合には家族等と共に確認をする

- ③ ネームバンドの必要性について説明をした上で、ネームバンドの装着を拒否する場合にはその旨の記録を行い、検査等で出棟する時にはネームバンドを持参するように説明をする
- ④ ネームバンドの身体への装着が困難な場合には病衣等には付けずに、ベッドの頭側（介助側）に付ける
- ⑤ ネームバンドを再装着する際には装着時の手順と同様に確認を行いながら再装着をする
- ⑥ 同姓患者は原則、同じ部屋にしない

5) 患者・家族の協力を得る

- ① 入院患者・家族等には入院時のオリエンテーションで患者確認について説明を行う
- ② ネームバンドは外さないように説明を行う
- ③ 外来等では本人確認の協力依頼のポスター等を掲示する

2. 誤薬防止

1) 6Rの徹底

- ① 配薬・与薬時には患者と一緒に確認を行うことを原則とする
- ② 「患者確認の基本」に準じて患者確認を行う
- ③ 正しい患者、正しい薬、正しい目的、正しい用量、正しい用法（経路）、正しい投与時間

2) 指差し呼称

- ① 指示の内容は必ず指差し（指なぞり）呼称を行う
- ② ダブルチェックの際にも同様に指差し（指なぞり）呼称を行う

3) 薬剤科では処方監査・調剤監査を確実にを行う。

- ① 指差し呼称など、一人でも確実に再確認を行う
- ② 指示が不明な時、処方内容に疑問があれば積極的に疑義照会を行う

4) 自己管理下の患者の服薬状況を確認し、アドヒアランスの評価を行う

3. 検査間違い防止

- 1) 患者確認の基本を守り患者とともに確認する
- 2) 受付票・検査指示票と患者氏名を照合する
- 3) 検査内容・検体容器のラベルを確認する
- 4) 指差し呼称など、一人でも確実に再確認を行う
- 5) 指示や容器が不明な場合には自己判断で行わず、指示を出した医師や検査部に確認する

4. 誤配膳防止

患者の病状や嚥下状態に合わせて食事が処方される。食事も与薬等と同様に治療の一環ともなるため、誤配膳のないように注意を払う

1) 給食

- ① 食事指示に基づき、食札を正確に作成する
- ② 指示内容に不明な点がある場合には、必ず医師又は病棟看護師に確認を行う
- ③ 食事内容等に変更のある場合には変更作業を正確に実施する
- ④ 新しい食札と旧食札を確実に差替える
- ⑤ 毎食、食札数が食事提供予定数と一致していることを確認する
- ⑥ 献立表どおりに食事等を配膳し、患者ごとに食事内容に間違いがないことを確認してから配膳車を厨房から搬出する

2) 配膳担当

- ① 食札・患者氏名（ベッドネーム）を照合して、患者確認の手順を実施し、患者確認を行い配膳する
- ② 患者が不在時には配膳をしない

令和3年6月1日 制定